

偽装請負をモデル事例として紹介する

内閣府「地方公共団体の適正な請負（委託） 事業推進のための手引き」の 問題点と対応

〈 発 行 〉

日本自治体労働組合総連合（自治労連）
〒112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7 自治労連会館
TEL 03-5978-3580 FAX 03-5978-3588
ホームページ www.jichiroren.jp
メールアドレス info@jichiroren.jp



日本自治体労働組合総連合（自治労連）

目 次

はじめにP1

I. 「手引き」総論部分の問題点P2

1. 形式だけでなく、事業の真の目的が労働者派遣であれば偽装請負になるP2

2. 業務の範囲を区別しても、独立した業務でなければ偽装請負になるP2

3. 発注者は、業務が完了するまで介入はできないP2

4. 発注者からの便宜提供で、請負業者の独立性が損なわれれば偽装請負になるP3

5. 「手引き」が紹介するモデルは、厚労省の指導内容に反するP3

II. 学校給食調理業務の民間委託についてP4

1. 学校給食で、「適正な請負」の要件を満たすことは困難P4

2. 発注者が示した献立・作業手順どおりに業務をすれば偽装請負になるP4

3. 給食の食材は原材料であり、双務契約が必要P5

4. 「杉並裁判判決」は厚労省の指導内容にも反する不当なものP6

III. 学校用務の民間委託についてP8

1. 学校用務業務も民間委託とは相容れないP8

2. 週1回の打ち合わせだけで業務を調整することは不可能P9

3. 学校長から用務員への直接指示を禁止するのは非現実的P9

4. シルバー人材センターには包括的な委託はできないP9

IV. 窓口業務の民間委託についてP10

1. 窓口業務は、1件の申請ごとに公務員が判断しなければならないP10

2. 受付から引き渡しまで、切り離すことができない一連の公務公共業務P10

3. 表面的なレイアウト変更で、職員と民間事業者の混在を防ぐことは無意味P11

〈資 料〉

地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きP13

・労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（告示37号）P26

・「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する
疑義応答集P27

・労働者派遣法に関する相談窓口についてP35